

飯塚市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、飯塚市長より定期監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査規程第23条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和4年1月11日

飯塚市監査委員 篠崎 充俊
飯塚市監査委員 吉田 健一

- 1 措置を講じた部署 福祉部子育て支援課、子育て支援政策課、高齢介護課、社会・障がい者福祉課、生活支援課
- 2 措置状況の内容 別紙のとおり

定期監査の結果に基づく検討改善事項の措置状況

子育て支援課【局長指摘事項】

検討改善事項	措置の状況
<p>1 備品管理について（局長指摘事項）</p> <p>平成 29 年度定期監査において、保育所等施設の備品管理に不備があり、措置状況及び平成 31 年 3 月、令和 2 年 2 月の追跡調査で「備品台帳の整理を行った」との回答を受けていた。</p> <p>今回、備品について抽出し確認を行ったところ、保育所の備品管理は適切に行われていたが、子育て支援課内の備品について、台帳に記載されているにもかかわらず、所在不明の備品が複数あった。</p> <p>早急に台帳と備品の照合作業を行い、今後は適切な備品管理を行うこと。</p>	<p>早急に台帳と照合し、現存しない備品については、今年度中に廃棄処理を実施する。</p>
<p>2 決裁について（局長指摘事項）</p> <p>飯塚市事務決裁規程別表第 1 によれば、「(22) 1 件 50 万円超の委託契約に係る業務完成確認通知に関すること。（所管に属する令第 167 条の 2 第 1 項各号の規定に基づき締結する随意契約であって、所属課において契約を締結したものに限る。）」は、部長専決事項と規定されている。</p> <p>しかしながら、各こども園草刈委託について、決裁権限のない課長が決裁を行っていた。</p> <p>また、「(20)1 件 500 万円以上の収入の調定に関すること。」は、部長専決事項であるが、500 万円未満の調定について、部長が決裁を行っているものが散見された。</p> <p>今後は適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>事務決裁規程の遵守について、11 月 26 日に課内研修を行った。</p>

子育て支援政策課【局長指摘事項】

検討改善事項	措置の状況
<p>1 文書管理について</p> <p>飯塚市文書管理規程第 5 条によれば、「文書管理事務の処理は、原則として、文書管理システムによっておこなうものとする。」「2 文書管理事務の処理は、確実かつ迅速に行わなければならない。」とされ、第 12 条においては、「文書管理システムによる收受文書は登録又は発意起案の登録に際して自動付番される文書整理番号を付さなければならない。」旨の規定がされている。</p>	<p>10 月 4 日に、文書管理システムに登録し、業務完了（完成）届と委託業務完成（完了）検査報告書に文書整理番号を付番した。</p>

<p>しかしながら、穂波子育て支援センター看板作製業務委託について、文書管理システムによる事務処理が行われておらず、業務完了（完成）届と委託業務完成（完了）検査報告書において、文書整理番号が付番されていないかった。</p> <p>今後は、文書管理規程を遵守し、適切な事務処理を行うこと。</p>	
---	--

高齢介護課【局長指摘事項】

検 討 改 善 事 項	措 置 の 状 況
<p>1 飯塚市シルバー人材センター運営費等補助金について 飯塚市シルバー人材センター運営費等補助金交付要綱別表によれば、事業費の光熱水料は、補助対象経費には含まれていない。</p> <p>令和2年度における実績報告書を確認したところ、事業費の光熱水料を補助対象経費に含め、補助金を交付していた。</p> <p>申請内容について確認したところ、対象外経費を控除した後の実績金額は、補助金額を上回っていたことから、過大に交付したことはなっておらず交付金額に誤りはなかったが、今後、補助金の交付決定にあたっては、審査を徹底すること。</p>	<p>補助金の対象経費については、実績報告の審査を行う際に、対象経費ごとに入力することで容易に確認ができるチェックシートの作成を行った。</p> <p>なお、令和3年度の審査時からチェックシートを活用するとともに、複数の人員による確認を行うなど、誤りのないように細心の注意を払う。</p>
<p>2 高齢者世話付住宅生活援助員派遣決定通知書について 行政不服審査法第18条によれば「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して一月）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。</p> <p>高齢者世話付住宅生活援助員派遣決定通知書において、決定に対する不服申立てをすることができる期間を「3か月以内」とすべきところ、「60日以内」とし申請者へ通知していた。</p> <p>直ちに記載内容を訂正すること。</p>	<p>令和3年11月10日付で様式について変更の決裁を取ったうえで、記載内容について訂正を行った。</p>
<p>3 介護予防教室の実施について 高齢者筋力アップ教室、ボールエクササイズ教室、転倒予防教室、ケア・トランポリン教室等の運動を伴う介護予防教室の実施においては、安全管理マニュアル等を作成し、実施前後に健康チェックを行うなど参加者に対し安全管理を徹底しているが、高齢者の場合は、特に万全の管理をしていたとしても突発的な事故が発生する可能性が考えられる。</p> <p>現在、傷害及び事故に備えた傷害保険に加入してい</p>	<p>ケア・トランポリン教室以外の高齢者筋力アップ教室、ボールエクササイズ教室、転倒予防教室、認知症予防教室等の運動を伴う各介護予防教室において、令和4年度当初予算要求を行い、傷害保険に加入するよう事務を改めた。</p>

<p>る教室は、県の補助事業で傷害保険料の予算が確保できたケア・トランポリン教室のみであることから、今後、他の教室についても早急に対策を講じること。</p>	
<p>4 飯塚市事務決裁規程及び飯塚市福祉事務所長事務委任規則の整備について</p> <p>介護保険法第 115 条の 45 に基づく、飯塚市地域支援事業実施要綱においては、市長による権限により実施されているもの、福祉事務所長の権限により実施されているものが混在し、また、市長の権限によるサービスの決定に関する事務が、事務決裁規程に明記されていない状況がある。</p> <p>市長の権限による決裁行為は、事務決裁規程第 4 条第 2 項によれば「別表第 1 及び別表第 3 に明示されていない事項であっても専決者において、事務の内容がそれぞれの専決事項とされているものと重要度が同程度とみなされるものは、この訓令に準じて処理することができる。」と規定されているため、類似性があり重要度が同程度とされる事務、継続性のない事務及び臨時的に発生する事務については、この規定を適用し決裁を行うことはやむを得ないと思料するが、法令に基づくサービスの決定など、継続性のある常習的な事務については、権限と責任を明確に規定することが重要である。</p> <p>現在の事務を洗い出し権限を整理するとともに、事務決裁規程及び委任規則に反映させることにより事務の効率化及び責任の明確化を図ること。</p> <p>なお今後、事務決裁規程と実務の整合性について、定期的に見直しを行われたい。</p>	<p>各規則等の規定の整備及び実務の変更を次のとおり行う。</p> <p>1 飯塚市地域支援事業実施要綱及び飯塚市高齢者福祉サービス事業実施要綱について</p> <p>要綱の規定では、申請先及び決定権者が市長であるにもかかわらず、一部の事業において福祉事務所長名で処理していたため、実務の取扱いを市長に統一するようシステムの変更を行った。</p> <p>2 飯塚市福祉事務所長に対する事務委任規則について</p> <p>規則第 2 条第 5 号イの老人日常生活用具給付事業については、飯塚市高齢者福祉サービス事業実施要綱の高齢者日常生活用具給付等事業に該当し、市長権限で行っているため、福祉事務所長への委任事項から削除する規則改正を行った。</p> <p>3 飯塚市事務決裁規程について</p> <p>高齢介護課は多数の福祉サービスを所管しており、決裁規程に全てを列挙するのは煩雑になり現実的ではないため、法令に基づくサービスについてのみ追加して列挙することとし、その他のサービスについては、第 4 条第 2 項の準用規定による「重要度が同程度とみなされるもの」として決裁を行うこととする。この改正を令和 3 年度末に人事課が行う改正の際に改正を依頼する。</p>

社会・障がい者福祉課【局長指摘事項】

検 討 改 善 事 項	措 置 の 状 況
<p>1 団体に対する補助金の支給について</p> <p>(1) 飯塚市遺族連合会補助金について</p> <p>飯塚市遺族連合会補助金交付要綱第 3 条によれば「補助対象経費は、対象事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費、役員費、賃借料、委託料とする。」と規定している。</p>	<p>(1) 飯塚市遺族連合会補助金について</p> <p>今後、実績報告書における補助対象経費実績金額について審査を徹底する。また、事業計画の変更があった場合は、速やかに変更申請の手続きを行</p>

<p>令和2年度における補助金実績報告書を確認したところ、補助対象外である経費が含まれていた。実績報告書を確認したところ、対象外経費を控除した後の実績金額が、補助金額を上回っていたことから、過大に交付したことはなっておらず、交付金額に誤りは認められなかったが、今後、補助金の交付決定にあたっては、審査を徹底すること。</p> <p>また、補助金の執行の流れについては、平成30年4月9日付、30飯行財政第23号「19節のうち「補助及び交付金等」の執行方法について」にて、財政課が通知しており、変更がある場合は、①申請書受領、②交付決定伺い、③執行伺書・交付決定通知、④支出負担行為書の変更手続きが必要であることが記載されている。</p> <p>令和2年度においては、当初の事業計画から内容を変更したことについて了承を求めた申立書を実績報告書に添付したことにより、補助内容の変更を認めていたが、今後、事業計画の変更があった場合は、速やかに変更申請の手続きを行うよう指導すること。</p> <p>なお、補助対象事業に変更が生じた際の事務取扱いについては、飯塚市遺族連合会補助金交付要綱に規定されていないことから、今後、要綱の整備を行うこと。</p> <p>(2) 障がい当事者団体等活動補助金について</p> <p>障がい当事者団体等活動補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第4条によれば「補助対象経費は対象事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費に限る。)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料に限る。)、使用料及び賃借料並びに負担金とする。」と規定されている。</p> <p>一部の団体から提出された令和2年度の実績報告書における決算書において、事業名のみ記載で補助の対象に含めた経費があり、要綱で定めた補助対象経費として認められるものか、判断できないものがあった。</p> <p>補助金に係る審査においては、要綱との整合性に留意し、必要があれば、補助事業者に訂正や補足資料を求めるなど、適切な事務処理を行うよう是正すること。</p> <p>また、県及び育成会に係る会費を補助の対象経費として含めている団体が見受けられるが、上部団体の会費に類する経費は補助の対象外とすることが望ましいと思料する。</p> <p>補助対象とする負担金の性質について、今後、整理されたい。</p>	<p>うよう、交付団体に指導を行っている。</p> <p>なお、補助対象事業に変更が生じた際の事務取扱いについて、飯塚市遺族連合会補助金交付要綱の一部改正を令和3年12月16日付け決裁により、同年12月17日から施行した。</p> <p>(2) 障がい当事者団体等活動補助金について</p> <p>令和3年11月2日に令和2年度の実績報告について対象経費が確認できる補足資料の提出を受け、対象経費の確認を行った。</p> <p>また、負担金については内容を精査し、令和3年度補助対象経費から、上部団体の会費等に類する経費を除外して提出するよう指導した。</p>
<p>2 飯塚市障がい者住宅改造助成事業実施要綱について</p> <p>行政不服審査法第18条によれば「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起</p>	<p>要綱の一部改正について、令和3年12月16日付け決裁により、同年12月17日から施行した。</p>

<p>算して三月(当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して一月)を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。</p> <p>飯塚市障がい者住宅改造助成事業実施要綱における「様式第4号(第7条関係) 決定却下通知書」において、不服申立てをすることができる期間を「3か月以内」とすべきところ「60日以内」と記載していた。</p> <p>直ちに、要綱を改正すること。</p>	
<p>3 飯塚市事務決裁規程及び飯塚市福祉事務所長事務委任規則の整備について</p> <p>社会・障がい者福祉課における業務について、実際に行っている事務と、飯塚市事務決裁規程及び飯塚市福祉事務所長に対する事務委任規則との整合性がとれていない状況が確認された。</p> <p>事例として、障がい者支援サービスの支給決定、災害援護貸付など常習的、継続的に行われる事務が、事務決裁規程に明記されておらず決裁行為が前例を踏襲したものとなっている、児童福祉法に基づくサービス等の支給決定について、同じ法律に基づくものでありながら、市長の権限によるもの、権限を飯塚市福祉事務所長に委任しているものがあり決定行為により規定を分けている等の状況が挙げられる。</p> <p>市長の権限により行う決裁行為は、事務決裁規程第4条第2項によれば「別表第1及び別表第3に明示されていない事項であっても専決者において、事務の内容がそれぞれの専決事項とされているものと重要度が同程度とみなされるものは、この訓令に準じて処理することができる。」と規定されているため、類似性があり重要度が同程度とされる事務、継続性のない事務及び臨時的に発生する事務については、この規定を適用し決裁を行うことはやむを得ないと思料するが、法令に基づくサービスの決定など、継続性のある常習的な事務については、権限と責任を明確に規定することが重要である。</p> <p>現在の事務を洗い出し権限を整理するとともに、事務決裁規程及び委任規則に反映させることにより事務の効率化及び責任の明確化を図ること。</p> <p>なお今後、事務決裁規程と実務の整合性について、定期的に見直しを行いたい。</p>	<p>飯塚市事務決裁規程及び飯塚市福祉事務所長に対する事務委任規則との整合性がとれていない事務事業については、12月中までに要綱等の見直しを行い、飯塚市事務決裁規程については、令和3年度末の改正時期において改正の事務処理を行う。</p>
<p>4 飯塚市意思疎通支援者派遣事業について</p> <p>飯塚市意思疎通支援者派遣事業については、事業を適切な派遣事業を行うと認められる法人等に委託することができるため、社会・障がい者福祉課においては、全ての事業を特定非営利活動法人に委託し「飯塚市意思疎通支援者派遣事業に関する協定書」を締結し、そ</p>	<p>令和4年度当初予算において委託料で予算を計上し、今後は委託料で支出を行う。</p>

<p>の費用は11節手数料から支出している。</p> <p>業務内容を確認したところ、その内容は支援者への通訳者等の派遣業務に加え、利用者等に対する事業説明会の実施、年2回の支援者研修会の実施、運営委員会への出席、福岡県手話通訳者派遣事業との調整等、役務の提供のみにとどまらない内容となっていることから、12節委託料での支出が適切である。</p> <p>今後、適切な事務処理を行うこと。</p>	
---	--

生活支援課【局長指摘事項】

検 討 改 善 事 項	措 置 の 状 況
<p>1 生活保護レセプト点検業務委託について</p> <p>レセプト点検業務については、個人の診療報酬明細書の点検を行うことから、仕様書中に「受注者は、守秘義務に関する誓約書を提出するものとする。」としており、受注者より誓約書とレセプト点検事務委託従事者名簿が提出されていたが、6月レセプト点検出勤簿を確認したところ、従事者名簿に記載のない者が従事していた。</p> <p>また、生活支援課担当者に確認をしたところ、従事者名簿に記載のない者が出勤していたことを把握していなかった。</p> <p>今後は受注者に対して、従事者名簿に記載のないものが出勤する場合においては、発注者への報告を行わせるとともに、従事者に対して個人情報保護の必要事項の周知について確認を行うこと。</p>	<p>今後は受注者に対して、従事者に変更が生じた際には速やかに報告すること及び変更後の従事者名簿を提出することを指導し、個人情報保護の必要事項について周知徹底した。</p> <p>また、受注者の提出した従事者名簿と実際の従事者に相違がないことを担当職員において毎回確認を行う。</p>
<p>2 飯塚市就労意欲喚起等支援事業について</p> <p>仕様書において、「受注者は飯塚市との協議終了後、速やかに業務の実施計画書を作成し、飯塚市に提出しなければならない。」とされているが、実施計画書の代わりに被保護者就労準備支援シート【計画書】が提出されていた。</p> <p>業務委託完成（完了）検査報告書の検査事項には、「別紙契約書のとおり業務の完成（完了）を認める。」とされており、また、受注者からの請求書においても「実施内容 別紙実施計画書及び月報のとおり」とされていることから、実施計画書の提出を指導すること。</p>	<p>受注者へ仕様書に則った実施計画書の提出について指導した。今後は仕様書に基づいた適正な事務処理を行う。</p>